

随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和7年4月1日	
契 約 件 名	X線イメージング拡大光学系システムの保守 一式	
契 約 金 額	7,040,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区麹町2-10-9 カールツァイス(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 Tel 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	X線イメージング拡大光学系システムは、X-CT法により材料内部の欠陥や微細組織を非破壊で観察できる手法であり、施設利用や民間の共同研究に広く活用している。本件は、その機能維持のために定期保守を行うものである。	
随意契約の理由	本件に係るX線イメージング拡大光学系システムは、独国カールツァイスマイクロコピー社によって設計、製作されたものであり、日本における総代理店のカールツァイス株式会社は、X線イメージング拡大光学系システムの設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している国内唯一の企業である。 従って、本装置の構造、機能、特性等について細部にいたるまで熟知し、本件の保守を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者はカールツァイス株式会社において他には無く、また、カールツァイス株式会社が保守を行うことにより、X線イメージング拡大光学系システムの性能と保証を確保することができるためである。	